

テナントの安心保険について

保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額	保険金等をお支払できない主な場合
損害保険金	1.火災 2.落雷 3.破裂または爆発 4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ 5.風災・ひょう災・雪災 6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 7.騒じようおよび類似の団体行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 8.盗難 9.通貨の盗難 10.預貯金証書の盗難 11.いたずら 12.水害	損害額 ※保険の目的の再調達価額によって定めます。 ※貴金属等は1個または1組ごとに30万円、1回の事故につき、50万円を限度 1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は上記と同じ 業務用通貨 1回の事故につき20万円を限度 業務用の預貯金証書 ※盗難後ただちに預貯金先に届け届出を行ったにもむかわらず預貯金先から現金が引き出された場合 1回の事故につき100万円を限度 床上浸水によって損害が生じた場合 保険の目的が再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②保険の目的の紛失または置き忘れ ③保険の目的が屋外にある間に生じた盗難 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波など
	13.業務用機器の盗難	1回の事故につき100万円を限度	
	14.第三者的損害	1回の事故につき30万円を限度	
	15.保険金額×5%		
	16.臨時費用保険金	損害保険金×30% ※1事故200万円限度	
	17.修理費用保険金	実費 ※1事故100万円限度	
	18.水道管修理費用保険金	実費 ※10万円限度 ※保険期間中1回限度	
	19.地震火災費用保険金	保険金額×5% ※ただし保険の目的の再調達価額の5%限度	
	20.ドアロック交換費用保険金	実費 ※1回の事故につき3万円限度	
	21.ピッキング防止費用保険金	実費 ※1回の事故につき3万円限度	
	22.残存物清掃費用保険金	実費 ※損害保険金×5%限度	
	23.近隣見舞費用保険金	被災世帯数（法人）×5万円 ※1回の事故につき保険金額×5%限度	
	24.損害防止費用	実費	
賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に對して法律上の損害賠償責任を負った場合 日本において、入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故または入居物件における業務の遂行に起因する偶然な事故により、他の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） ※ただし、入居物件の貸主に対する損害賠償責任の内、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合は1事故100万円を限度とします。	①ご契約者や被保険者の故意 ②入居物件の貸主に対する損害賠償責任の内、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合は1事故100万円を限度とします。

* 1 事故において損害保険金、費用保険金、賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社のお支払いする保険金は1,000万円とします。

●ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 1. ご契約の対象について
「テナントの安心保険」の目的は、業務用として入居する物件に収容され、被保険者が業務用として所有する「什器・備品類（＊）」です。
（＊）・・・什器備品とは設備、装置、什器、備品のことです。
ただし、以下のものは含まれません。詳細は重要事項説明書をご覧下さい。
①船舶、自動車（自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）
②通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等その他これらに類するもの。
③義理、義理、コントクトレンズその他これらに類するもの。
④動物および植物の生物。
⑤商品、製品、原材料、仕掛品など
- 2. ご契約プラン（保険金額）と補償額について
お客様または申込書裏面等に記載の「業種（職種）一覧表」を参考に、お客様の業種（職種）が事務所等、飲食店のどちらに該当するのかを確認します。確認されましたら、補償プラン一覧表から200万円単位で保険金額別プラン（保険金額は再調達価額（※1）で設定しております。）をお客さまご自身でお決めてください。なお、事故が発生した場合に十分な補償を受けられるよう、保険金額は評価額いっぱいに設定してください。お支払する損害保険金、費用保険金、賠償責任保険金の合計額が1事故1,000万円を超える場合には弊社は1,000万円を限度にお支払いたします。
※1・・・同等のものを購入するのに必要な金額をいいます。
- 3. ご契約時にお知らせいただきたいこと（告知義務）
ご契約時に弊社に重要な事項を申出していくべき義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と違っている場合は、保険金をお支払いできることや、お客様に対する書面をもってて契約を解除させていただくことがあります。なお、告知事項とは、①お客様の氏名または名称 ②被保険者の氏名または名称 ③入居物件の住所 ④入居物件の用途 ⑤被保険者の業種 ⑥他の保険契約の有無、をいいます。
- 4. ご契約前にお知らせいただきたいこと（通知義務）
ご契約時に次の変更等が生じる場合には、ご契約者または被保険者が遅延なく弊社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできることや、お客様に対する書面をもってて契約を解除させていただくことがあります。
①入居物件の用途を変更した場合 ②業務用什器備品を譲渡した場合 ③業務用什器備品を他の場所に移転した場合 ④業務用什器備品を保険の目的とした他の保険契約を締結した場合 ⑤その他告知事項の内容に変更を生じさせた事が発生した場合

ご契約内容のお問い合わせ・ご相談は・・・

●ご契約・異動／お問い合わせダイヤル（フリーコール）（受付時間：平日9:00～17:00）
0120-800-192
フリーコール

もしも事故にあわれたら・・・

●事故受付専用ダイヤル（フリーコール）（受付時間：24時間・365日）
0120-565-040
フリーコール

●お問い合わせ

 株式会社 ホープ少額短期保険

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル18F
URL <http://www.hope-ins.jp>

取扱代理店



テナント入居者の皆様の様々な
リスクをしっかりサポート!!

テナントの安心保険

テナントの安心保険はテナント入居者の皆さまの業務用の什器・
備品類と家主・第三者の方への賠償責任を補償する保険です。

事故受付
24時
365日



株式会社 ホープ少額短期保険

テナントの安心保険の補償内容について

	1.火災	2.落雷	3.破裂または爆発	4.給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ	5.風災・ひょう災・雪災	6.建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊	7.騒じようおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為	8.什器・備品類の盗難	9.通貨の盗難	10.預貯金証書の盗難	11.いたずら	12.水害
什器・備品類の補償 (損害保険金)												
費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
臨時費用保険金	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—
修理費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
ドアロック交換費用保険金	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	—	—
ピッキング防止費用保険金	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	—	—
残存物清掃費用保険金	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	—
近隣見舞費用保険金	●	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—

●賠償責任保険 お部屋の家主様や第三者に対する賠償責任をお支払します。



家主様向け

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水濡れにより入居物件を損壊した場合で、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合。



第三者向け

日本国内において、入居する物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然な事故、または業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。



※保険金をお支払する場合の詳細につきましては必ずパンフレット裏面、重要事項説明書等をご覧ください。

●お客さまに多い事故例



入居している物件に泥棒が侵入し、パソコンなどの什器備品と業務用通貨、業務用の預貯金証書が盗難された。



入居している物件の上階から水漏れが発生し、お店の什器備品類が被害にあった。



お客さまにコーヒーを渡す際に手が滑ってしまい、お客さまの衣類に損害を与えてしまった。

テナント入居者の皆さまの様々なリスクをしっかりサポート!!

さらに次の補償もお支払します!

●水道管修理費用保険金



凍結によって専用水道管に損害が生じた場合に補償します。

●地震火災費用保険金



地震もししくは噴火またはこれらによる津波が原因で火災が発生し、その結果保険の目的に損害が生じ、次のいずれかの状態になった場合に補償します。

- a.入居する物件が半焼以上
- b.保険の目的が全焼



●損害防止費用

損害拡大の防止または軽減をされた場合に補償します。

※保険金をお支払する場合の詳細につきましては必ずパンフレット裏面、重要事項説明書等をご覧ください。

●テナントの安心保険 補償プランと保険料表

保険金の種類	補償プラン				
	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
損害保険金					
臨時費用保険金			損害保険金×30%（※1事故200万円限度）		
修理費用保険金			1事故につき100万円限度		
水道管修理費用保険金			1事故につき10万円を限度（※ただし保険期間中1回を限度）		
地震火災費用保険金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
ドアロック交換費用保険金			1事故につき3万円を限度		
ピッキング防止費用保険金			1事故につき3万円を限度		
残存物清掃費用保険金			1事故につき損害保険金×5%を限度		
近隣見舞費用保険金			被災世帯数（法人）×5万円（※保険金額×5%限度）		
損害防止費用			実費		
賠償責任	賠償責任保険金		1,000万円		
			（※ただし、入居物件の貸主に対する損害賠償責任の内、給排水設備の事故に伴う水漏れ等の場合は1事故100万円を限度とします。）		
保険料	事務所・店舗等	19,400円	25,400円	31,400円	37,400円
	飲食店・その他	42,400円	56,000円	69,600円	96,800円